【2021年11月25日版】

月次支援金を受給された沖縄県内の事業者の皆さまへ！

沖縄県

観光関連事業者等 応援プロジェクト支援金

追加給付が決まりました！

給付額

本支援金は、下記の金額を上限に**2回まで**※の給付となります。

※2回給付を受けるには、月次支援金を二月以上、上限額で受給している必要があります。

個人事業者 ➡ **上限10万円**（1回当たり）

法人事業者 ➡ **上限20万円又は30万円**（1回当たり）※

※2019年もしくは2020年4～10月のいずれかの月間売上が

300万円以下の法人事業者 ➡ **上限20万円**

300万円を超える法人事業者 ➡ **上限30万円**

1回目が未申請の事業者も、2回目と併せての申請が可能です。

申請期間

申請期間延長しました。 2021年 **7月30日(金)～** 2022年 **1月31日(月)**

※詳細は裏面をご確認ください。

観光関連事業者等応援プロジェクト支援金

観光関連事業者等
応援プロジェクト支援金事務局
●問い合わせ番号：050-3825-9018
※7月28日以降対応可能／対応時間：9:00～17:00（土日祝日対応）

応援プロジェクト支援金事務局HPはコチラ▶

月次支援金

中小企業庁　月次支援金特設サイト▼

■問い合わせ先：フリーダイヤル
0120-211-240
IP電話専用回線：03-6629-0479
受付時間：8:30～19:00（土日・祝日含む全日）

観光関連事業者等応援プロジェクト支援金

沖縄県

1 給付額（1回当たり／2回まで）

個人事業者：基準月の売上ー対象月の売上ー10万円（月次支援金上限額） **上限10万円**

法人事業者：①（基準月の売上が300万円以下の場合）

基準月の売上ー対象月の売上ー20万円（月次支援金上限額） **上限20万円**

②（基準月の売上が300万円を超える場合）

基準月の売上×20/300 **上限30万円**

※基準月は2019年4月から10月のいずれかの月または2020年4月から10月のいずれかの月。
対象月は2021年4月から10月の基準月と同月の月。

※本支援金の上限に満たない給付の場合、選択する月によって**給付額に差額が生じます。**
一度申請した月を後から変更することはできませんので、申請に当たっては十分ご検討ください。

2 給付対象

❶ 月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少し、経済産業省（中小企業庁）が給付する**月次支援金を受給している事業者**
※月次支援金を**上限額受給していない事業者は対象外**となります。

【月次支援金給付対象事業者の具体例】
①旅行関連の事業者（ホテル、旅行代理店、お土産店、タクシーなど）
②日常的に訪れるお店（飲料や食料品の小売店、美容院や理容店など）
③映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者

❷ **沖縄県内**に住所を有する個人事業者及び
沖縄県内に本店を有する法人事業者であること

❸ 公共交通運行継続支援金及び酒類販売事業者支援金を**受給していないこと**

3 必要提出書類

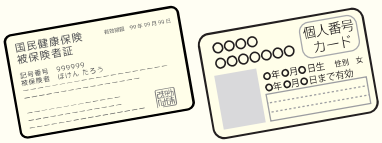

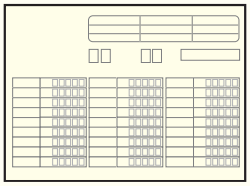

❶「月次支援金振込のお知らせ」通知の表面及び中面の写し
❷ 口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し
❸ 本人確認書類の写し（有効期限内のもの）
★個人事業者の場合　身分証明書の写し（住所が沖縄県内のもの）
★法人事業者の場合　履歴事項全部証明書（本店所在地が沖縄県内のもの）
❹ 売上の減少が確認できる書類
（月次支援金申請時に提出した基準年の確定申告書等及び対象月の売上台帳等）

4 申請方法

電子申請のみの受付となります

事務局ホームページ掲載の申請受付要項をご確認の上、専用の申請フォームよりお申込みください。
電子申請に不慣れな方へサポートを行います!

申請サポート内容
❶ 申請手順をまとめた電子マニュアル及び操作動画をご用意します。
❷ 専用のお問い合わせ窓口より申請方法をご案内します。
○お問い合わせ番号：050-3825-9018

申請フォームはコチラ